

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第117号

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条を削る。

第2条第1項中「市場」を「京都市中央卸売市場第一市場（以下「市場」という。）」に

「管理課長

業務課長

市場整備推進課長

技術課長

庶務係長

流通促進係長

仲卸経営指導係長

改め、同項中「課長 3人」を

農産品係長

に改め、同条第2項を削り、同条第

水産品係長

計画推進第一係長

計画推進第二係長

衛生管理係長

技術第一係長

技術第二係長 』

3項中「次長を」の右に「2人まで」を加え、同項を同条第2項とし、同条第4項中「課に」を「市場に」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条を第1条とする。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、次長が2人置かれている場合にあつては、次長は、担当事務につき、場長を補佐し、補佐職員があるときには、これを指揮監督する。

第3条第3項を次のように改める。

3 課長（担当課長が置かれている場合にあつては、担当課長を含む。以下同じ。）、担当

課長補佐、係長及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

第3条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とし、同条を第2条とする。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次長が2人置かれている場合にあつては、主管事務につき、次長がその職務を代理する。

第4条第2項ただし書を削り、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

(事務の概目)

第4条 市場の分掌する事務の概目は、次のとおりとする。

- (1) 市場の庶務に関すること。
- (2) 市場の運営に関する企画及び立案に関すること。
- (3) 市場の活性化に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (4) 市場施設の使用及び維持管理に関すること。
- (5) 市場施設の整備に関すること。
- (6) 市場施設内の取締りに関すること。
- (7) せり人の登録に関すること。
- (8) 仲卸しの業務及び関連事業の許可、相続の認可等に関すること。
- (9) 売買参加者の承認に関すること。
- (10) 青果及び水産物並びにこれらの加工品の売買取引等に関すること。
- (11) 受託物品の確認及びその証明に関すること。
- (12) 卸売価格等の公表に関すること。
- (13) 使用料、保証金その他の収納金に関すること。
- (14) 卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者に係る指導、検査、監督等に関すること。
- (15) 中央卸売市場第一市場運営協議会、中央卸売市場第一市場青果部取引委員会及び中央卸売市場第一市場水産物部取引委員会に関すること。

第5条を削る。

第6条中「担当課長、」を「次長（2人置かれている場合に限る。）、課長、」に改め、同条を第5条とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)